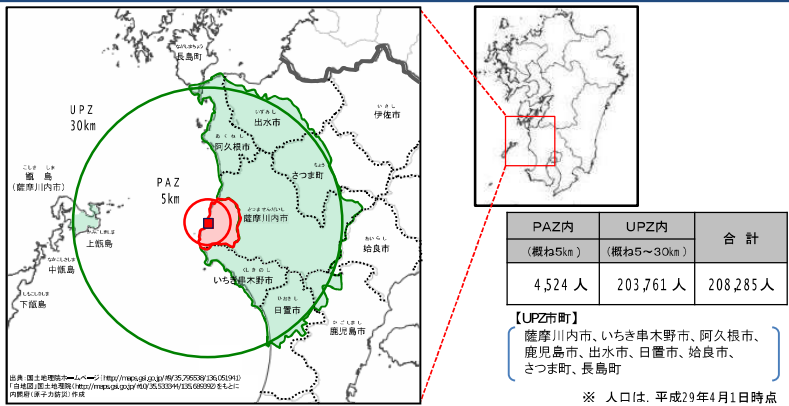


資料 3-2-2 川内地域の緊急時対応（概要版）①原子力災害対策重点区域・広域避難先

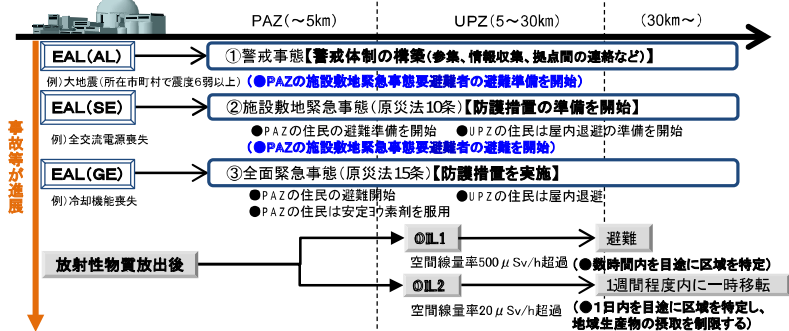
1. 川内地域の原子力災害対策重点区域

- 川内地域における原子力災害対策重点区域（概ね半径30kmの範囲）の人口は208,285人（平成29年4月1日現在）。
- PAZ内の人口は薩摩川内市の4,524人。UPZ内の人口は関係9市町203,761人。



2. 原子力災害対策指針における緊急事態の防護措置の考え方

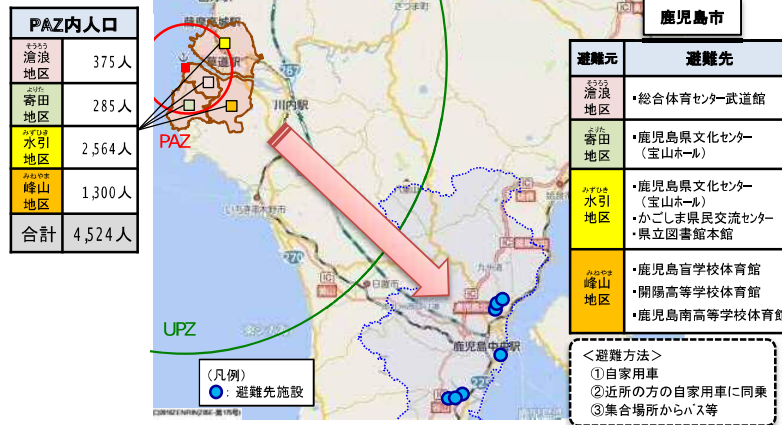
- 緊急事態の初期対応段階においては放射性物質放出前から原子力施設の状況に応じて、放射性物質放出後は緊急時モニタリングの結果に基づいて防護措置を実施。
- EAL (Emergency Action Level) による初期対応段階における防護措置
原子力施設の状況等に基づく緊急事態区分を導入し、その区分を判断する基準 (EAL) を設定。EALに基づき、避難等の防護措置を実施。
※施設敷地緊急事態要避難者の避難は、通常以上の時間がかかるため、EAL(SE)の段階から避難を開始する。ただし、避難の実施により健康リスクが高まるおそれのある者は速い効果の高い建物等に屋内退避する。
- OIL (Operational Intervention Level) による放射性物質放出後における防護措置
国はEAL (SE) の段階で緊急時モニタリングセンターを立ち上げ、モニタリングを開始。放射性物質放出後、防護措置の実施基準 (OIL) に基づきモニタリング結果から区域を特定し、PAZ外の住民の防護措置を実施。



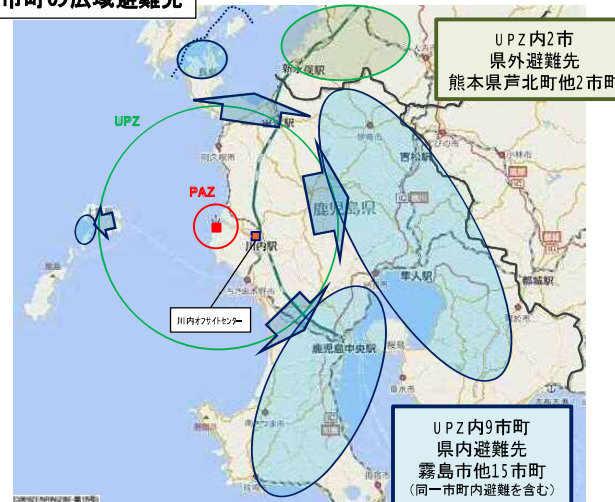
3. PAZ及びUPZにおける広域避難先

- 薩摩川内市のPAZ内4地区の住民避難先については、鹿児島市内の7施設に避難先を確保。
- 4地区における避難先については、普段から避難計画に関する住民説明会や訓練等を通じて住民に周知。
- UPZ内9市町の避難先については、県内16市町、県外3市町に避難先を確保。

PAZ内住民の避難先



UPZ内市町の広域避難先

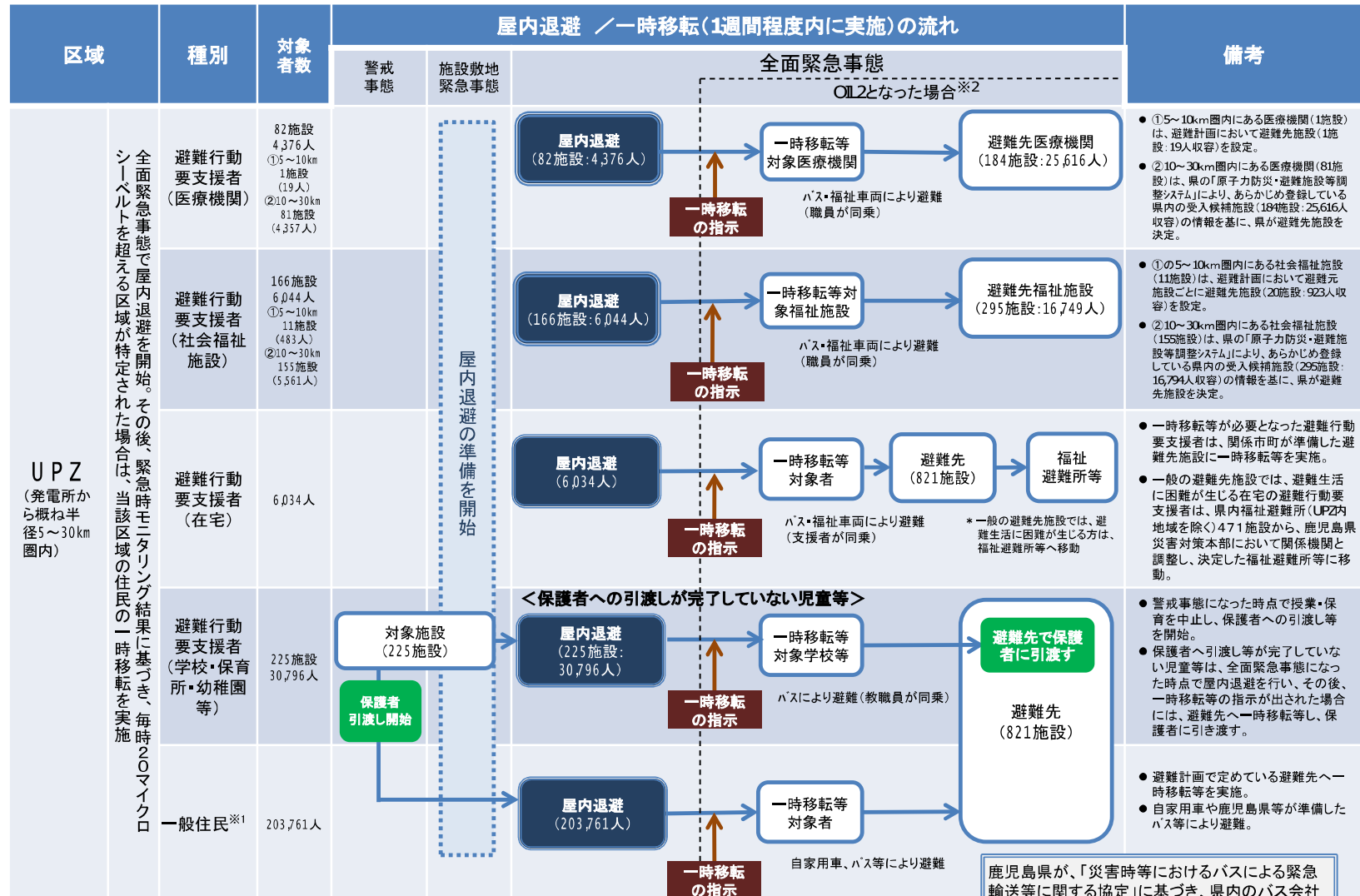


川内地域の緊急時対応（概要版） ②PAZにおける避難・屋内退避の考え方

| 区域 | 種別 | 対象者数 | 避難等の流れ | | | 備考 |
|-------------------------|-----------------------|-------------------------------------|---|--|--|--|
| | | | 警戒事態 | 施設敷地緊急事態 | 全面緊急事態 | |
| PAZ (発電所から概ね半径5km圏内) | 施設敷地緊急事態(原災法10条)で避難開始 | 避難行動要支援者(医療機関・社会福祉施設) 薩摩川内市 351人 | | <p>対象施設 薩摩川内市 (7施設:351人)</p> <p><避難可能な者:327人> バス15台、福祉車両5台により避難(職員が同行)</p> <p><無理に避難すると健康リスクが高まる者:24人> 施設内の移動対象者は10人(職員が同行) 近隣の屋内退避施設への移動対象者は14人は、福祉車両3台で避難(職員が同行)</p> | <p>医療機関・社会福祉施設 (鹿児島市12施設、始良市1施設)</p> <p>放射線防護施設※1 (ファミリー・薩摩、旧浪浪小学校体育館、旧寄田小学校、水引地区コミュニティセンター、峰山地区コミュニティセンター等)</p> | <ul style="list-style-type: none"> 避難計画において避難元施設ごとに避難先施設を設定。 無理に避難すると健康リスクが高まる者については、放射線防護施設に入所している場合は、避難体制が整うまで屋内退避を実施。その他の施設に入所している場合は、近隣の放射線防護施設に移動し、屋内退避を実施。 |
| | 避難行動要支援者(在宅) | 薩摩川内市 592人 | <p>対象者 薩摩川内市:592人</p> <p><避難可能な者:590人> 支援者とともに徒歩、車両で移動</p> <p>バス避難集合同所(17か所)</p> <p>避難先(鹿児島市内7施設)</p> <p>福祉避難所等</p> <p><無理に避難すると健康リスクが高まる者:2人> 福祉車両2台(全てストレッチャー)で避難(支援者が同乗)</p> | <p>福祉避難所等</p> <p>放射線防護施設※2 (旧浪浪小学校体育館、峰山地区コミュニティセンター等)</p> | <ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者は、あらかじめ定めた避難先へ避難。 無理に避難すると健康リスクが高まる避難行動要支援者は、近隣の放射線防護施設へ輸送。 一般の避難先施設では、避難生活に困難が生じる在宅の避難行動要支援者は、県内福祉避難所(UPZ内地域を除く)471施設から、鹿児島県災害対策本部において関係機関と調整し、決定した福祉避難所等に移動。 | |
| | 避難行動要支援者(学校・保育所) | 薩摩川内市 350人 | <p>対象施設 薩摩川内市 (6施設:350人)</p> <p><保護者への引渡し完了していない児童等> バス10台により避難(教職員が同乗)</p> | <p>避難先で保護者に引渡す</p> | <ul style="list-style-type: none"> 警戒事態になった時点で授業・保育を中止し、保護者への引渡し等を開始。 保護者へ引渡し等が完了していない児童等は、施設敷地緊急事態になった時点で避難を行い、避難先で保護者に引渡す。 | |
| | (原災法15条)で避難開始 | 一般住民※4 | 薩摩川内市 4,524人 | <p>一般住民の避難準備を開始</p> <p>対象者 薩摩川内市: 4,524人</p> <p>自家用車で避難(3,779人)</p> <p>バス避難集合同所(17か所)</p> <p>徒歩等で移動(745人)</p> <p>バス25台により避難</p> | <p>避難先(鹿児島市内7施設)</p> | <ul style="list-style-type: none"> 住民はあらかじめ定めた避難先へ避難。 自家用車を利用可能な者は自家用車で避難。自家用車が利用できない者は、九州電力(株)及び鹿児島県等が配車した車両で避難。 |

※4 一般住民の対象者数はPAZ内住民の人口

川内地域の緊急時対応（概要版） ③UPZにおける屋内退避・一時移転の考え方



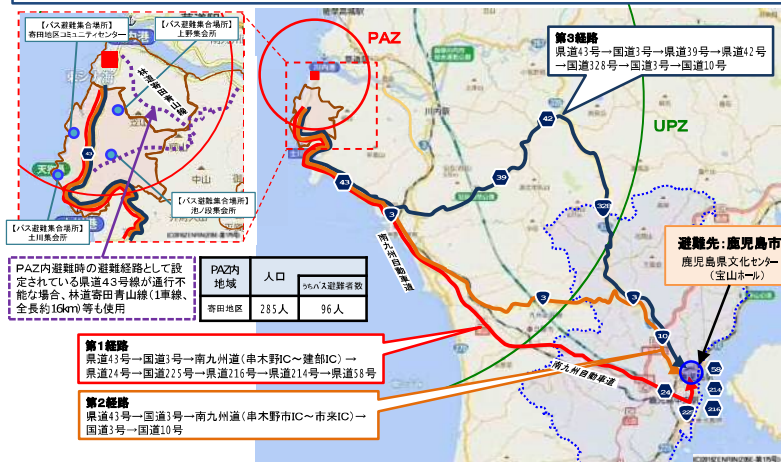
※1 一般住民の対象者数は、UPZ内住民の人口。

※2 UPZ内の全住民のうち、緊急時モニタリング結果に基づき、毎時20マイクロシーベルトを超えると特定された区域の住民は、一時移転を実施。一時移転に際しては、避難退域時検査を受けた上で、避難先へ移動。

川内地域の緊急時対応（概要版） ④住民の安全確保に向けた主な対策（1）

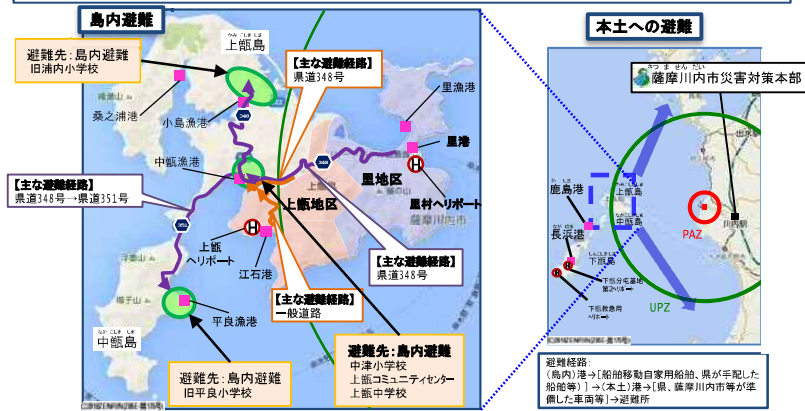
1. 避難経路の複数化

- ▶ 新たに開通した区間を含めた、南九州西回り自動車道を避難経路として新たに追加（下図の第1経路）。
- ▶ PAZ内（滄浪地区及び奇田地区）の避難経路として設定されている県道43号線が通行不能な場合として、林道奇田青山線等の使用を明記。



2. 離島の島外避難等防護措置

- ▶ 県は、PAZ内の避難の実施に合わせ、UPZ外の離島内住民に対しても、必要に応じて、屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行う。
- ▶ 万が一、島内避難ができない場合に備え、県は本土への避難の検討を行う。避難の際は、自家用の船舶の利用又は県が薩摩川内市からの依頼に基づき、第十管区海上保安本部、自衛隊、フェリー及び高速船の運航者等に要請し、手配した船舶等により避難を行う。



※ 不測の事態により確保した輸送能力に対応できない場合は、関係自治体の要請により実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）が必要に応じ支援を実施

3. バス協会との協定に基づく輸送手段の確保

- ▶ 鹿児島県は、災害時における輸送手段の円滑な確保のため、平成27年6月に公益社団法人鹿児島県バス協会と「災害時におけるバスによる緊急輸送等に関する協定」を締結。
- ▶ 万が一、鹿児島県内の輸送手段では不足する場合には、他県との応援協定に基づき、隣接県等から輸送手段を確保する。

| 協力事業者 | 保有台数（台） |
|-------|---------|
| 33社 | 約1,400 |

災害時におけるバスによる緊急輸送等に関する協定（平成27年6月26日）

- 【対象】**
公益社団法人鹿児島県バス協会
- 【協力内容】**
- ①被災者（滞留者を含む）及び救援者等の輸送業務
 - ②ボランティアの輸送業務
 - ③災害応急対策の実施のために必要な人員及び携行する資機材等の輸送業務
 - ④その他必要なバスによる支援業務

九州・山口9県災害時応援協定（平成23年10月31日）

- 【対象】**
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、山口県
- 【応援内容】**
- ①職員の派遣
 - ②食料、飲料水及び生活必需品の提供
 - ③避難施設及び住宅の提供
 - ④緊急輸送路及び輸送手段の確保
 - ⑤医療支援
 - ⑥その他応援のために必要な事項



4. 原子力災害時における医療体制の連携・強化

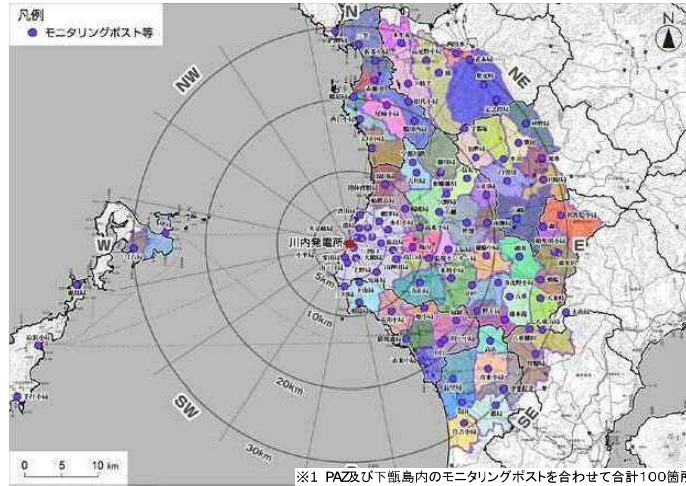
- ▶ 放射性物質による汚染や被ばく状況に応じて、下図の医療体制により、適切に対応。



川内地域の緊急時対応（概要版） ⑤住民の安全確保に向けた主な対策（2）

1. 川内地域の緊急時モニタリング地点及び一時移転等の実施単位

川内原子力発電所周辺9市町に、緊急時モニタリング地点81地点※1を設定し、そこで測定された実測値に基づき迅速に防護措置を講ずる区域を特定できるよう、一時移転等の実施単位毎に関連付けを行っている。



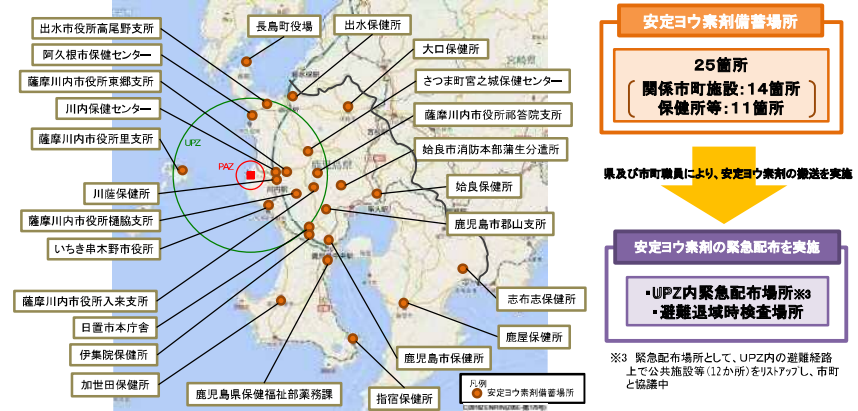
2. PAZ内の安定ヨウ素剤の事前配布

鹿儿岛県では、PAZ内住民を対象に説明会を実施し、平成29年11月19日現在、2,873人に事前配布を実施。また、乳幼児向けのゼリー状安定ヨウ素剤についても事前配布と備蓄を実施。
さらに、PAZ内の全ての学校、保育園、病院、社会福祉施設に加え、希望する事業所にも安定ヨウ素剤の配備を実施。



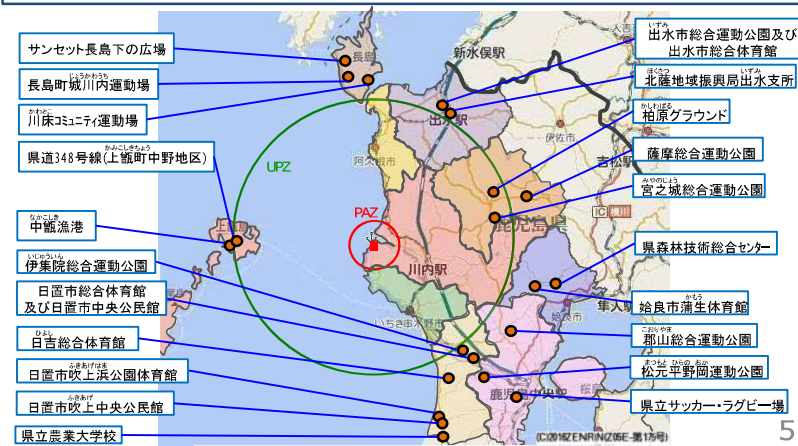
3. 避難住民等に対する安定ヨウ素剤の備蓄と緊急配布

避難住民等に対する安定ヨウ素剤の緊急配布に備え、関係市町施設等に合計約102万丸の丸剤及び乳幼児向けのゼリー状安定ヨウ素剤約2万包等を備蓄。
緊急配布は県及び関係市町職員が、備蓄先よりUPZ内緊急配布場所※3及び避難地域時検査場所へ搬送の上、対象住民等に順次配布・調製を実施。
なお、UPZ内に居住し、障害や病氣などにより緊急時に安定ヨウ素剤を受け取りに行くことが難しいなど一定の要件に該当する住民に対しては、平成30年度から事前配布を実施予定。



4. 避難地域時検査場所の候補地の設定

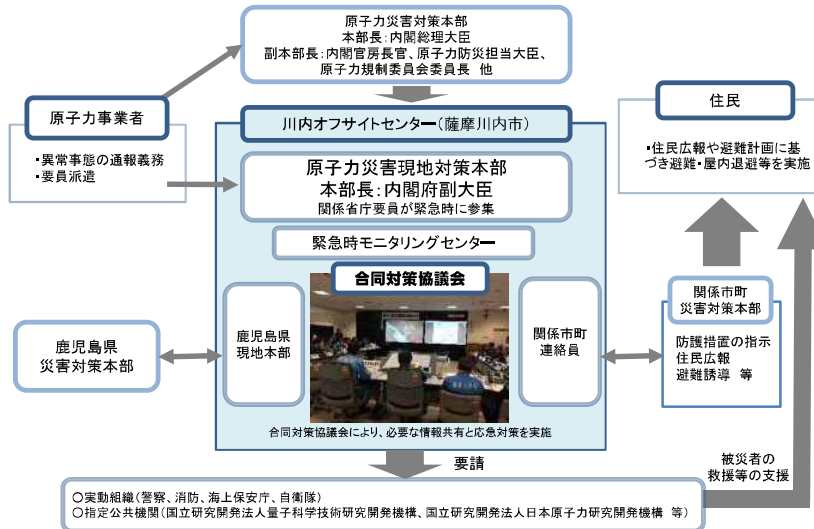
鹿儿岛県では、緊急時の避難を円滑に行うため、30km圏周辺から避難所までの間で、避難経路や避難所までの移動の容易性、面積等を考慮し、候補地(21ヶ所)をあらかじめ準備。



川内地域の緊急時対応（概要版）

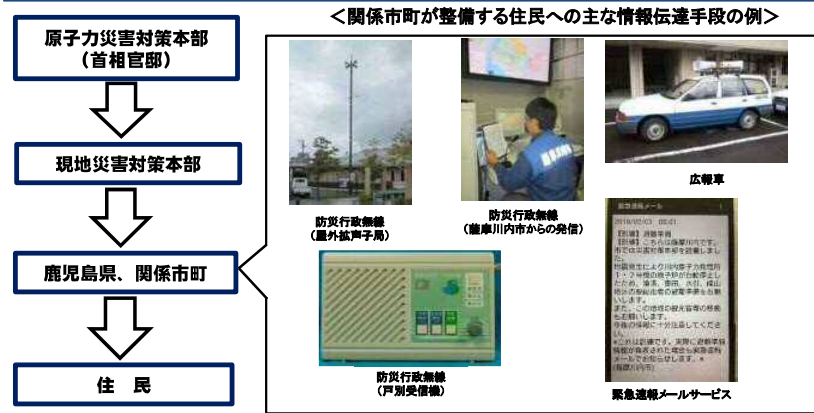
⑥緊急時における対応体制

1. 緊急時対応体制



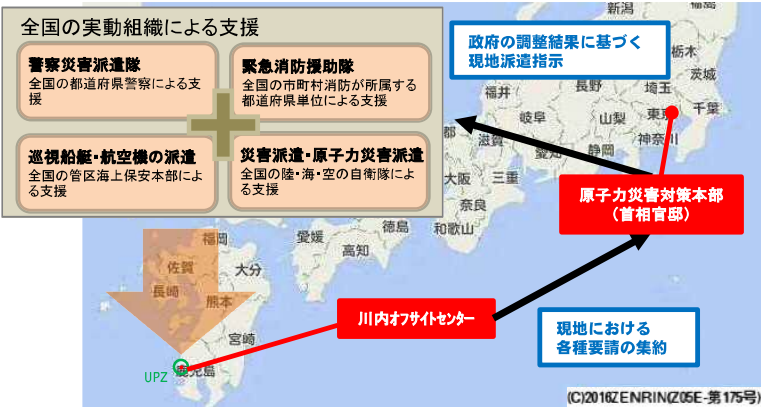
2. 住民への情報伝達体制

- 防護措置（避難、屋内退避、一時移転、安定3要素剤の服用指示等）が必要になった場合は、国の原子力災害対策本部等から、鹿児島県及び関係市町に、その内容をTV会議等を活用し迅速に情報提供。
- 鹿児島県及び関係市町は、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス、テレビ・ラジオ等を活用し、住民へ情報を伝達。



3. 実動組織の広域支援体制

- 地域レベルで対応が困難な場合は、鹿児島県、関係市町からの要請を踏まえ、政府をあげて、全国規模の実動組織による支援を実施。
- 要請の窓口となるオフサイトセンター（実動対処班）において集約された各種要請等に対し、原子力災害対策本部（官邸・ERC（原子力規制庁緊急時対応センター））の調整により、必要に応じ全国の実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）による支援を実施。



4. 自然災害などの複合災害で想定される実動組織の活動例

- 鹿児島県と関係市町との調整を踏まえ、必要に応じ広域応援を実施。
- 警察組織
- 現地派遣要員の輸送車両の先導
 - 避難住民の誘導・交通規制
 - 避難指示の伝達
 - 避難指示区域への立ち入り制限等
- 消防組織
- 避難行動要支援者の搬送の支援
 - 傷病者の搬送
 - 避難指示の伝達
- 海上保安庁
- 巡視船艇による住民避難の支援
 - 緊急時モニタリング支援
 - 船舶等への避難指示の伝達
 - 海上における警戒活動
- 防衛省
- 緊急時モニタリング支援
 - 被害状況の把握
 - 避難の援助
 - 人員及び物資の緊急輸送
 - 緊急時の避難退域時検査及び簡易除染
 - 人命救助のための通行不能道路の啓閉作業